

◇大阪市立児童福祉施設条例の一部を改正する条例

- 1 保育所において行われる、乳児等通園支援事業の使用料の減免の対象となる場合を改めることにしました。
- 2 この条例は、公布の日（令和8年5月29日）から施行し、令和8年4月1日から適用することにしました。

（こども青少年局幼保施策部保育所運営課）